「確定給付企業年金」の
諸手続きに関する留意点

- 書類提出の前に、内容に不備が無いかどうかご確認をお願いします -

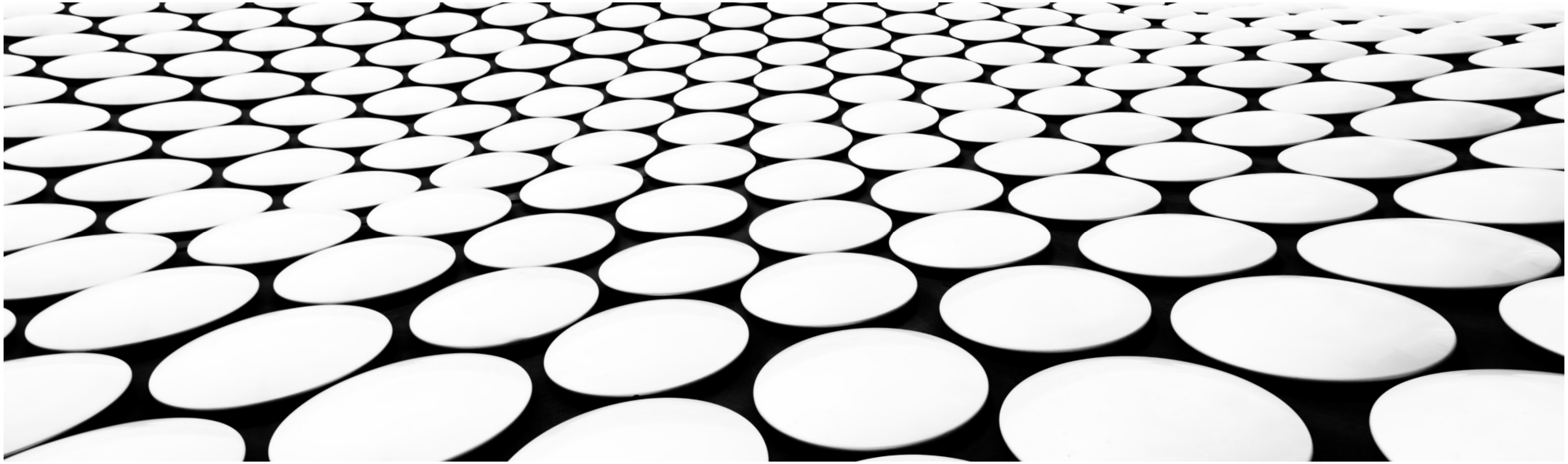

関東信越厚生局 健康福祉部企業年金課

2024.7.31（第１－2版）

目次

はじめに ... 3
1． 鑑文 ... 4
2． 規約の一部を変更する規約(案) ... 6
3． 規約変更理由書 ... 7
4． 新旧対照条文 ... 9
5． 過半数代表者の同意書 ... 12
6． 労働組合の同意書 ... 14
7． 過半数代表者の証明書 ... 16
8． 労働組合の現況 ... 19
9． 労使合意に至るまでの経緯 ... 22
10. その他必要な書類 ... 25
11. 減額理由書 ... 30
12. その他の留意点 ... 31
13. 改訂履歴 ... 33

はじめに

「確定給付企業年金（以下「DB」という。）」のご担当者さまにおかれましては、日頃より企業年金事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

　DB事業には、さまざま手続きがありますが、中でも、DB規約の変更に関する承認（認可）申請書や届出書の手続きは、ご用意いただく書類の種類が大変多くなっています。そのため、間違った手続きをしてしまうケースが見られ、その結果、加入者に不利益等が生じてしまうリスクが考えられます。

　そこで、本手続きをスムーズかつ適正に進めることができるよう、審査の過程で判明する「よくある不備事項」を当局でまとめました（今後随時更新予定）。事例として挙げた内容についてご留意いただくことで、書類提出後の補正処理などの手間が極力省けるようになります。また、チェックシートもご用意したので、ぜひこれらの資料のご活用をお願いいたします。

この資料の見方

- 「**よくある不備事項**」は赤字で記載しています。
- 「〇」は、正しく記載された書類例で、「✕」は、間違った記載の書類例です。

1-1. 鑑文　- 規約変更承認（認可）申請書 -

※赤字部分：よくある不備事項

宛先を「厚生労働大臣」とするところを「関東信越厚生局長」と記載している
※ただし、簡易基準DBの場合は、「関東信越厚生局長」です

「申請します。」とするところを「届け出ます。」と記載している

「新旧対照条文」とするところを「新旧対照表」や「新旧対象条文」と記載している

第○○○○号
令和○年○月○日

厚生労働大臣　殿
（※簡易基準の場合　関東信越厚生局長　殿　）

（※基金型の場合　関基第000000号　）
申請者　規 約 番 号　関規第000000号
住　　　所　○○県○○市○丁目○番○号
事業所名称　○○○○○○株式会社
事業主名称　○○○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○

規約型企業年金規約変更承認申請書
（※基金型の場合　企業年金基金規約変更認可申請書）

標記について、確定給付企業年金法第６条に基づき、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1　規約の一部を変更する規約(案)
2　規約変更理由書
3　新旧対照条文
4　労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書
5　労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
6　労使合意に至るまでの労使協議の経緯
7　その他必要な書類

提出年月日の記入漏れ

「承認申請書」とするところを「届出書」と記載している

「第6条」とするところを「第7条」と記載している
※基金型の場合は、「第16条」とするところを「第17条」と記載

1-2. 鑑文　- 規約変更届出書 -

※赤字部分：よくある不備事項

第○○○○号
令和○年○月○日

関東信越厚生局長　殿

（※基金型の場合　関基第000000号　）
申請者　規 約 番 号　関規第000000号
住　　　所　○○県○○市○丁目○番○号
事業所名称　○○○○○○株式会社
事業主名称　○○○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○

規約型企業年金規約変更届出書
（※基金型の場合　企業年金基金規約変更届出書）

標記について、確定給付企業年金法第７条に基づき、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

1　規約の一部を変更する規約(案)
2　規約変更理由書
3　新旧対照条文
4　労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書
5　労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
6　労使合意に至るまでの労使協議の経緯
7　その他必要な書類

宛先を、「関東信越厚生局長」とするところを「厚生労働大臣」と記載している

「届け出ます。」とするところを「申請します」と記載している

「新旧対照条文」とするところを「新旧対照表」や「新旧対象条文」と記載している

提出年月日の記入漏れ

「届出書」とするところを「承認申請書」と記載している

「第7条」とするところを「第6条」と記載している
※基金型の場合は、「第17条」とするところを「第16条」と記載

2. 規約の一部を変更する規約（案）

※赤字部分：よくある不備事項

〇

〇〇株式会社確定給付企業年金規約の一部を変更する規約

〇〇株式会社確定給付企業年金規約の一部を別添の新旧対照条文のとおり変更する。

Point 1
（案）の記載はなくても大丈夫です

Point 2
平成30年１月から変更内容の記載が省略化されています

「新旧対照条文」とするところを「新旧対照表」や「新旧対象条文」と記載している

×

〇〇株式会社確定給付企業年金規約の一部を変更する規約

〇〇株式会社確定給付企業年金規約の一部を次のとおり変更する。

第〇条中、「●●●」を「▲▲▲」へ変更する。

「次のとおり」と記載した上で、変更内容を記載している

3-1. 規約変更理由書

※赤字部分：よくある不備事項

〇

規約変更理由書

１．施行日
令和〇年〇月〇日

２．変更内容
（例１）
就業規則第〇条を変更したことにより、就業規則の効力日を変更するとともに、規約の〇〇を変更する。

（例２）
確定給付企業年金法第58条第１項に基づく定例の財政再計算を行ったことに伴い、再計算後の標準掛金と特別掛金を規約に反映するもの。

（例３）
実施事業所である「〇〇株式会社」について、全喪のため令和〇年〇月〇日で削除する。

Point１
施行日（適用日）の明記をお願いします

Point２
変更内容は、
「**小さな変更も含め全て**」
「**誰がみても分かるように**」
「**具体的な内容**」
を記載してください

×

規約変更理由書

１．変更内容

（例１）
就業規則を変更したことにより、規約を変更する。

（例２）
定例の財政再計算を行ったことに伴い、規約を変更する。

具体的な変更内容が記載されていない

変更内容の記載漏れ

3-2. 規約変更理由書（届出が遅れたケース）

※赤字部分：よくある不備事項

〇

規約変更理由書

１．施行日
　令和〇年〇月〇日から施行し、平成▲年▲月▲日から適用する。

２．変更内容
（例４）
　施事業所である「〇〇株式会社」について、全喪のため平成▲年▲月▲日で削除する。
　なお、<u>届出が遅れたのは担当者の失念によるもの</u>。<u>今後は、担当者間の情報の共有を徹底するなど、届出漏れが生じない体制を構築</u>する。

Point３
６ヶ月以上、届出が遅れた場合は、
「**届出が遅れた理由**」、
「**遅れないための今後の方策**」
を記載してください

×

規約変更理由書

１．施行日
　令和〇年〇月〇日から施行し、平成▲年▲月▲日から適用する。

２．変更内容
（例４）
　施事業所である「〇〇株式会社」について、全喪のため平成▲年▲月▲日で削除する。

「届出が遅れたことの理由」や「今後の方策」の記載漏れ

4-1. 新旧対照条文

※赤字部分：よくある不備事項

○

○○株式会社確定給付企業年金規約新旧対照条文

新	旧
（標準掛金） 第40条　掛金のうち、標準掛金の額は、各加入者の標準給与を合算した額に△．△パーセントを乗じて得た額とする。 附　則 （施行期日） 第１条　この規約は、令和○年○月○日から施行する。 （掛金に関する経過措置） 第２条　令和○年○月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。	（標準掛金） 第40条　掛金のうち、標準掛金の額は、各加入者の標準給与を合算した額に▲．▲パーセントを乗じて得た額とする。

Point 1
変更箇所には新旧どちらにも下線を引きます

×

○○株式会社確定給付企業年金規約新旧対照条文

新	旧
（標準掛金） 第40条　掛金のうち、標準掛金の額は、各加入者の標準給与を合算した額に△．△パーセントを乗じて得た額とする。 附　則 （施行期日） 第１条　この規約は、令和○年○月○日から施行する。 （掛金に関する経過措置） 第２条　令和○年○月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。	（標準掛金） 第40条　掛金のうち、標準掛金の額は、各加入者の標準給与を合算した額に▲．▲パーセントを乗じて得た額とする。

変更箇所に下線が引かれていない

附則に下線が引かれていない

4-2. 新旧対照条文（実施事業所が任意脱退するケース）

※赤字部分：よくある不備事項

〇（正しい例）

○○株式会社確定給付企業年金規約新旧対照条文

新	旧
（事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地） 第２条　（略）	（事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地） 第２条　（略）

新：

名 称	住 所
○○会社	●●県●●市●●

２　（略）

名 称	所 在 地
○○会社	●●県●●市●●

附　則
（施行期日）
この規約は令和○年○月○日から施行する。

旧：

名 称	住 所
○○会社	●●県●●市●●
△△会社	▲▲県▲▲町▲▲

２　（略）

名 称	所 在 地
○○会社	●●県●●市●●
△△会社	▲▲県▲▲町▲▲

Point２
任意脱退ケースの施行日は**将来日付**となります

×（誤った例）

○○株式会社確定給付企業年金規約新旧対照条文

新	旧
（事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地） 第２条　（略）	（事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地） 第２条　（略）

新：

名 称	住 所
○○会社	●●県●●市●●

２　（略）

名 称	所 在 地
○○会社	●●県●●市●●

附　則
（施行期日）
この規約は令和○年○月○日から施行する。ただし、第２条の変更については、令和○年○月○日から適用する。

旧：

名 称	住 所
○○会社	●●県●●市●●
△△会社	▲▲県▲▲町▲▲

２　（略）

名 称	所 在 地
○○会社	●●県●●市●●
△△会社	▲▲県▲▲町▲▲

任意脱退にも関わらず、施行日が遡及している

Point３
この記載は、厚生年金保険の適用事業所として「全喪」となった場合の記載です

4-3. 新旧対照条文

※赤字部分：よくある不備事項

〇〇株式会社確定給付企業年金規約新旧対照条文

新	旧
（加入者） 第３条　本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、〇〇株式会社就業規則（令和▲年▲月▲日現在において効力を有する〇〇株式会社就業規則をいう。以下同じ。）第２条に規定する社員とする。	（加入者） 第３条　本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、〇〇株式会社就業規則（令和△年△月△日現在において効力を有する〇〇株式会社就業規則をいう。以下同じ。）第１条に規定する社員とする。

第１条　（目的）この就業規則は、・・・・。
第２条　（適用）当社に就業する社員に適用する。
第３条（運用）この規則は、・・・。

第１条　（適用）当社に就業する社員に適用する。
第２条（運用）この規則は、・・・。

〇〇株式会社確定給付企業年金規約新旧対照条文

新	旧
（加入者） 第３条　本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、〇〇株式会社就業規則（令和▲年▲月▲日現在において効力を有する〇〇株式会社就業規則をいう。以下同じ。）第１条に規定する社員とする。	（加入者） 第３条　本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、〇〇株式会社就業規則（令和△年△月△日現在において効力を有する〇〇株式会社就業規則をいう。以下同じ。）第１条に規定する社員とする。

条項の変更が漏れているため、条ズレが生じている

5-1. 過半数代表者の同意書

※赤字部分：よくある不備事項

○

令和　年　月　日

〇〇〇〇〇〇株式会社
取締役社長　〇〇　〇〇殿

〇〇株式会社

被保険者代表　厚生　太郎

同　意　書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。

Point 1
代表者の名前は、「**署名**」である必要があります

Point 2
被保険者数および過半数の記載は必須ではありません

×

令和　年　月　日

〇〇〇〇〇〇株式会社
取締役社長　〇〇　〇〇殿

〇〇株式会社

被保険者代表　厚生　太郎

同　意　書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。

被保険者代表の名前が記名となっている

5-2. 過半数代表者の同意書（被保険者数等が記載されているケース）

※赤字部分：よくある不備事項

※同意書には「被保険者数」および「過半数」を記載する必要はありません

○

令和　年　月　日

○○○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○殿

○○株式会社

被保険者代表　厚生　太郎

同　意　書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。
（注）被保険者100名中、51名の代表である。

Point3
記載する場合は、過半数（半分を超える）の代表者であることが必要です

×

令和　年　月　日

○○○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○殿

○○株式会社

被保険者代表　厚生　太郎

同　意　書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。
（注）被保険者100名中、50名の代表である。

過半数の代表となっていない（半分を超えていない）

6-1. 労働組合の同意書

※赤字部分：よくある不備事項

○

令和　年　月　日

○○○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○殿

○○○○労働組合

執行委員長　厚生　太郎

同　意　書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。

Point 1
代表者の名前は、「**署名**」である必要があります

Point 2
被保険者数および労働組合員数の記載は必須ではありません

×

令和　年　月　日

○○○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○殿

○○○○労働組合

執行委員長　厚生　太郎

同　意　書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。

代表者の名前が記名のみとなっている

※ただし、電磁的方法により同意を得たことを証した書類を提出いただければ、自署の代わりとすることが可能です
※記名＋押印の場合は不受理としません

6-2. 労働組合の同意書（組合員数等が記載されているケース）

※赤字部分：よくある不備事項

※同意書には「被保険者数」および「労働組合員数」を記載する必要はありません

○

令和　年　月　日

○○○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○殿

○○○○労働組合

執行委員長　厚生　太郎

同　意　書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。
（注）被保険者100名中、労働組合員は51名である。

Point4
労働組合員が過半数（半分を超える）必要があります

×

令和　年　月　日

○○○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○殿

○○○○労働組合

執行委員長　厚生　太郎

同　意　書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。
（注）被保険者100名中労働組合員は、50名である。

労働組合員が過半数となっていない（半分を超えていない）

7-1. 過半数代表者の証明書

Point 1
所属や役職がない場合は「**なし**」と記載してください

Point 3
選出日時は、同意日以前の日付となっている必要があります

Point5
代表者の選出日より後の日付（同意日以降の日付）にしてください

証　　明　　書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

1．所　　属　　健康福祉部企業年金課

2．役　　職　　○○○専門官
（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと）□

3．氏　　名　　厚生　太郎

4．住　　所　　○○県○○市○○

5．選出方法
選出日時：令和○年○月○日
選出方法：投票による
選出経過（結果）：厚生　太郎を選出。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和○年○月○日

厚生労働大臣　殿
（又は関東信越厚生局長）

実施事業所名　　○○○○株式会社
事業主名　　　　○○○○株式会社
取締役社長　　　○○　○○
住　　所　　○○県○○市○○○丁目○番○号

Point 2
代表者は、労働基準法に規定する監督または管理の地位にある者でないこと

Point4
選出方法は、
「**いつ**」
「**どのような方法で**」
「**だれ**」
を選出したのかを記載してください

7-2. 過半数代表者の証明書

※赤字部分：よくある不備事項

「所属」や「役職」の
記載漏れ

大臣宛の申請書にも関わらず「関東信越厚生局長」と記載

または、

局長宛の届出書にも関わらず「厚生労働大臣」と記載

証　明　書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の被用者年金被保険者等の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

1．所　属

2．役　職

（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと）□

※所属及び役職がない場合は「**なし**」と記載してください。

3．氏　名　厚生　太郎

4．住　所　○○県○○市○○

5．選出方法　投票による

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　年　月　日

厚生労働大臣　殿
（又は関東信越厚生局長）

実施事業所名　○○○○株式会社
事業主名　○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○
住　所　○○県○○市○○○丁目○番○号

「厚生年金保険の被保険者」とするところを「被用者年金被保険者等」と記載されている

「選出日時」、「選出結果（誰が選出されたのか）」の記載漏れ

証明日の記載漏れ

7-3. 過半数代表者の証明書

※赤字部分：よくある不備事項

令和３年４月１日

〇〇〇〇〇〇株式会社
取締役社長　〇〇　〇〇殿

〇〇株式会社

被保険者代表　厚生　太郎

同　意　書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。

証　　明　　書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

１．所　　属　　〇〇〇部〇〇〇課

２．役　　職　　〇〇〇
（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと）□

３．氏　　名　　厚生　太郎

４．住　　所　　〇〇県〇〇市〇〇

５．選出方法
選出日時：令和３年５月１日
選出方法：投票による
選出経過（結果）：厚生　太郎を選出。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和３年３月１日

同意日より後に選出されている（同意日との整合性が合わない）

選出日より前の日付になっている

8-1. 労働組合の現況

Point 1
同意日の日付としてください

労働組合の現況について

令和　年　月　日現在の標記状況は次のとおりです。

1．実施事業所名　○○○○株式会社

2．労働組合の名称　○○○○労働組合

3．当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の数
１００名

4．当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち
当該労働組合の組合員の数　５１名

Point 2
労働組合員が過半数（半分を超える）である必要があります

令和　年　月　日

Point 3
同意日以降となるようにしてください

厚生労働大臣　殿
（又は関東信越厚生局長）

実施事業所名　○○○○株式会社
事業主名　○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○
住　所　○○県○○市○○○丁目○番○号

8-2. 労働組合の現況

※赤字部分：よくある不備事項

労働組合の現況について

令和　年　月　日現在の標記状況は次のとおりです。

1．実施事業所名　○○○○株式会社

2．労働組合の名称　○○○○労働組合

3．当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の数
１００名

4．当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち当該労働組合の組合員の数
５０名

令和　年　月　日

厚生労働大臣　殿
（又は関東信越厚生局長）

実施事業所名　○○○○株式会社
事業主名　○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○
住　所　○○県○○市○○○丁目○番○号

大臣宛の申請書にも関わらず「関東信越厚生局長」と記載

または、

局長宛の届出書にも関わらず「厚生労働大臣」と記載

労働組合員が過半数となっていない（半分を超えていない）

8-3. 労働組合の現況

※赤字部分：よくある不備事項

令和３年４月１日

〇〇〇〇〇〇株式会社
取締役社長　〇〇　〇〇殿

〇〇〇〇労働組合

執行委員長　厚生　太郎

同　意　書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。
（注）被保険者100名中、労働組合員は52名である。

労働組合の現況について

令和３年５月１日現在の標記状況は次のとおりです。

１．実施事業所名　　〇〇〇〇株式会社

２．労働組合の名称　〇〇〇〇労働組合

３．当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の数　１００名

４．当該実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち当該労働組合の組合員の数　５１名

令和３年３月１日

同意日より後の日付となっている

同意書に記載された人数と合っていない

同意日より前の日付となっている

9-1. 労使合意に至るまでの経緯

Point 1
変更内容について、「被保険者代表」
もしくは、
「労働組合」と協議した旨の記載が必要です

労使合意に至るまでの経緯

令和○年○月○日
　会社側出席者：○○○、○○○
　代表者側出席者：△△△、△△△
　・第○回労使連絡協議会にて、会社側は、確定給付企業年金制度の変更について、次のように説明、提案を行った。
　（説明・提案内容）
　（１）　制度変更内容等を記載
　（２）　…

令和○年○月○日
　会社側出席者：○○○、○○○
　代表者側出席者：△△△、△△△
　・代表者側と協議会実施

令和○年○月○日
　会社側出席者：○○○、○○○
　代表者側出席者：△△△、△△△
　・第○回労使連絡協議会にて規約案を提示し制度内容説明。
　・次の確定給付企業年金規約案の変更について同意した。

令和○年○月○日
　代表者側から同意書を取得した。

Point 2
代表者選出より前に協議した場合は、「代表候補者」等と記載する

Point 3
変更内容について、「被保険者代表」
もしくは
「労働組合」から同意を取得した旨の記載が必要です

9-2. 労使合意に至るまでの経緯

※赤字部分：よくある不備事項

×

労使合意に至るまでの経緯

令和３年４月１日
会社側出席者：○○○、○○○
代表者側出席者：厚生　太郎、△△△
・第○回労使連絡協議会にて、会社側は、確定給付企業年金制度の変更について、次のように説明、提案を行った。
（説明・提案内容）
（１）　制度変更内容等を記載
（２）　・・・

令和○年○月○日
会社側出席者：○○○、○○○
代表者側出席者：厚生　太郎、△△△
・代表者側と協議会実施

令和○年○月○日
会社側出席者：○○○、○○○
代表者側出席者：厚生　太郎、△△△
・第○回労使連絡協議会にて規約案を提示し制度内容説明。
・次の確定給付企業年金規約案の変更について同意した。

令和○年○月○日
代表者側から同意書を取得した。

証　　明　　書

下記の者が当確定給付企業年金実施事業所の厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者として正当に選出された者であることを証明します。

１．所　　属　　○○○部○○○課

２．役　　職　　○○○

３．氏　　名　　厚生　太郎

４．住　　所　　○○県○○市○○

５．選出方法
選出日時：令和３年５月１日
選出方法：投票による
選出経過（結果）：厚生　太郎を選出。

・選出日より前に代表者として協議している
・選出日より前に協議したのであれば、「代表候補者」等と記載する

9-3. 労使合意に至るまでの経緯

※赤字部分：よくある不備事項

労使合意に至るまでの経緯

令和○年○月○日
会社側出席者：○○○、○○○
代表者側出席者：厚生　太郎、△△△
・第○回労使連絡協議会にて、会社側は、確定給付企業年金制度の変更について、次のように説明、提案を行った。
（説明・提案内容）
（１）　制度変更内容等を記載
（２）　・・・

令和○年○月○日
会社側出席者：○○○、○○○
代表者側出席者：厚生　太郎、△△△
・代表者側と協議会実施

令和○年○月○日
会社側出席者：○○○、○○○
代表者側出席者：厚生　太郎、△△△
・第○回労使連絡協議会にて規約案を提示し制度内容説明。
・次の確定給付企業年金規約案の変更について同意した。

令和３年５月１日
確定　花子から同意書を取得した。

令和３年６月１日

○○○○○○株式会社
取締役社長　○○　○○殿

○○株式会社
被保険者代表　厚生　太郎

同　意　書

確定給付企業年金の規約を変更することについて、同意をします。

・同意日との整合性がない
・同意者との整合性がない

10-1. その他必要な書類（労働協約等）

※赤字部分：よくある不備事項

○○株式会社確定給付企業年金規約新旧対照条文

新	旧
（加入者） 第３条　本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、○○株式会社就業規則（令和３年４月１日現在において効力を有する○○株式会社就業規則をいう。以下同じ。）第２条に規定する社員とする。	（加入者） 第３条　本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、○○株式会社就業規則（令和２年５月１日現在において効力を有する○○株式会社就業規則をいう。以下同じ。）第２条に規定する社員とする。

添付資料

【令和３年４月１日改定】

添付資料

【令和２年５月１日改定】

✕ 添付なし

【令和２年５月１日改定】

Point１

規約で引用している諸規程の効力日、または引用している諸規程の改定内容を規約に反映させる場合には、必ず「変更後（新）」と「変更前（旧）」の諸規程を添付してください

※変更前の諸規程の添付がないケースが多くなっています

10-2. その他必要な書類（労働協約等）

※赤字部分：よくある不備事項

○○株式会社確定給付企業年金規約新旧対照条文

新	旧
（加入者） 第３条　本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、○○株式会社就業規則（令和３年４月１日現在において効力を有する○○株式会社就業規則をいう。以下同じ。）第２条に規定する社員とする。	（加入者） 第３条　本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、○○株式会社就業規則（令和２年５月１日現在において効力を有する○○株式会社就業規則をいう。以下同じ。）第２条に規定する社員とする。

添付資料

【令和３年４月１日改定】

○

添付資料

【令和２年５月１日改定】

○

×

【令和２年10月１日改定】

×

【令和３年１月１日改定】

Point２

諸規程について、効力日以後、複数回改定していた場合でも、旧の諸規程として添付いただくものは、あくまでも規約上の「旧の効力日現在に有効なもの（効力日と同日か、直前のもの）」となります

10-3. その他必要な書類（雇用契約書のひな形等）

※赤字部分：よくある不備事項

添付資料

「労働協約」
もしくは
「雇用契約書のひな形」

○

○○株式会社確定給付企業年金規約新旧対照条文

新	旧
（加入者） 第３条　本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、○○株式会社就業規則（<u>令和３年４月１日</u>現在において効力を有する○○株式会社就業規則をいう。以下同じ。）第２条に規定する社員とする。 ２　前項に関わらず、次号については加入者としない。 （１）パートタイマー （２）嘱託社員 <u>（３）契約社員</u>	（加入者） 第３条　本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のうち、○○株式会社就業規則（<u>令和２年５月１日</u>現在において効力を有する○○株式会社就業規則をいう。以下同じ。）第２条に規定する社員とする。 ２　前項に関わらず、次号については加入者としない。 （１）パートタイマー （２）嘱託社員

添付なし　×

Point３

就業規則等の変更により、加入除外となる職種を新たに追加する場合には、その職種について、どのような退職金制度が適用されているのか確認する必要があります

このため、新たに加入除外となる職種の「退職金制度が規定されている労働協約」もしくは「雇用契約書のひな形」を添付してください

10-4. その他必要な書類（年金数理の確認書類）

※赤字部分：よくある不備事項

○○株式会社確定給付企業年金規約新旧対照条文

新	旧
（標準掛金） 第40条　掛金のうち、標準掛金の額は、各加入者の標準給与を合算した額に△．△パーセントを乗じて得た額とする。	（標準掛金） 第40条　掛金のうち、標準掛金の額は、各加入者の標準給与を合算した額に▲．▲パーセントを乗じて得た額とする。

添付資料

「年金数理の確認」

○

添付なし　×

Point 4

給付設計や掛金に係る変更の場合には、「年金数理の確認」書類を添付してください

10-5. その他必要な書類（新規適用通知書）

※赤字部分：よくある不備事項

○○株式会社確定給付企業年金規約新旧対照条文

新

（事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地）
第２条　（略）

名　称	住　所
○○会社	●●県●●市●●
△△会社	▲▲県▲▲町▲▲

２　（略）

名　称	所　在　地
○○会社	●●県●●市●●
△△会社	▲▲県▲▲町▲▲

旧

（事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地）
第２条　（略）

名　称	住　所
○○会社	●●県●●市●●

２　（略）

名　称	所　在　地
○○会社	●●県●●市●●

添付資料

「新規適用通知書」の写し

○

×

日本年金機構に提出した
「新規適用届」の写し

Point 5

新規に厚生年金保険の適用事業所となった場合で、規約に実施事業所を追加する場合には、日本年金機構から届く「新規適用通知書」の控えを添付してください

※日本年金機構に提出した「新規適用届」の写しでは、正確な適用日が確認できないため不可となります

11. 減額理由書

※赤字部分：よくある不備事項

○

給付減額理由書

○○株式会社が実施する確定給付企業年金制度が、令和○年○月○日付で実施する給付減額の概要及び給付減額の理由は以下のとおりです。

1．給付の額の減額となる設計の変更点
　○○株式会社の退職金規程の変更（ポイントテーブルの変更）に伴う基準給与の基礎となる給与の変更を実施する。

2．給付減額の理由
　当該確定給付企業年金実施事業所において、退職金規程第○条第○号、別表○の資格等級ポイントを変更することに伴い、上記1．のとおり給付の額を減額することについて労使合意したものであり、確定給付企業年金法施行規則第5条第1号「確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直しを行う必要があること。」に該当するものと思料します。

Point 1
給付額が減額となる要因として、「労働協約のどの部分が該当するのか」を明記してください

Point 2
給付減額の理由について、「施行規則第5条の何号」に該当するのか明記してください

×

給付減額理由書

○○株式会社が実施する確定給付企業年金制度が、令和○年○月○日付で実施する給付減額の概要及び給付減額の理由は以下のとおりです。

1．給付の額の減額となる設計の変更点
　○○株式会社の退職金規程の変更（ポイントテーブルの変更）に伴う基準給与の基礎となる給与の変更を実施する。

2．給付減額の理由
　当該確定給付企業年金実施事業所において、退職金規程を変更することに伴い、上記1．のとおり給付の額を減額することについて労使合意したもの。

退職金規程のどの部分の変更が該当するのかの記載漏れ

施行規則第5条の何号にあたるのかの記載漏れ

※「給付減額理由書」、「給付減額同意書」および「年金数理の確認書類の給付減額に関する備考欄」に記載する「給付減額の要因となる変更内容」は、いずれも同じ内容を記載してください

12-1. その他の留意点

（１）提出部数について

- 申請書、届出書ともに提出部数は**1部**です
- ただし、『事業及び決算に関する報告書』については、**2部**の提出となります

（申請書、届出書）
・規約変更
・権利義務移転、承継
・統合、合併、分割、解散
・清算人就任（退任）
・財産目録等
・決算結了に伴う決算報告書
・特別算定承認
etc

1部

（事業および決算に関する報告書）

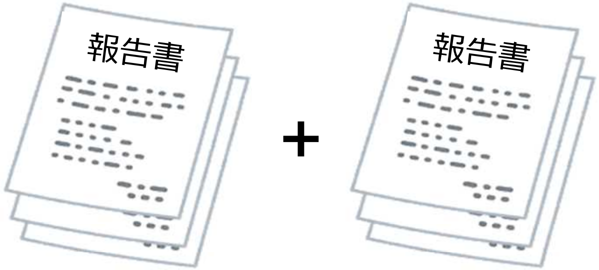

2部

（２）提出方法について

- **郵送**による提出でお願いします
- 提出書類の控えとして受付印が必要な場合には、提出書類とは別に、**申請書等の鑑（写）と切手を貼った返信用封筒を同封**してください
  その際、『受付印を押印後、返送することを希望する』旨のメモを付けてください

12-2. その他の留意点

（３）連絡先について

- 申請書、届出書の審査の過程において、担当者に内容を確認をさせていただくことがあります
- このため、必ず送付書や封筒に「**担当者のお名前、連絡先**」のご記載をお願いします

Point
封筒か送付書に必ず、
「担当者のお名前」
「電話番号」
「メールアドレス」
を記載してください

13. 改訂履歴

改訂年月日	該当頁	改訂内容	バージョン
2021年５月28日		関東信越厚生局ホームページへ掲載	第１版
2021年６月21日	４頁	「基金型企業年金規約変更認可申請書」とあるのを「企業年金基金規約変更認可申請書」に修正	第１－１版
	５頁	「基金型企業年金規約変更届出書」とあるのを「企業年金基金規約変更届出書」に修正	
2024年7月31日	16頁	役職のところに、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと）□」を追加	第１－２版
	17頁	役職のところに、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと）□」を追加	
	18頁	役職のところに、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと）□」を追加	